

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高 島 市 長

市町村名 (市町村コード)	高島市 252123
地域名 (地域内農業集落名)	安曇川地域 三重生地区 (三重生)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻栽培が中心。
- ・国道以北は圃場整備済。国道以南は未整備田だったが、上安曇地区圃場整備事業が予定されており、将来的には大区画化された整備田となる。
- ・地域内のほとんどの農地を担い手に耕作を任している状況。今後は積極的な集約を進める必要がある。
- ・水の管理、除草作業等の維持管理の課題が残る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を中心に生産していくが、麦、大豆の栽培可能な地域柄であるため、ブロックローテーションによる生産性の高い農業を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・継続的に集落での話し合いや情報交換を行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地主、担い手の意向を踏まえて、目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の賃借を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・当地域の農地についても大区画基盤整備事業計画区域となっている。積極的な事業推進に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・今後、必要に応じて、除草作業、水利管理の委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦当面は世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み農道や水路等の共同活動により保全する。
 ⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、随時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。